

平成27年度奨学生募集要項

公益財団法人 日本証券奨学財団

平成27年度奨学生募集要項

平成27年3月23日

公益財団法人日本証券奨学財団

1. 日本証券奨学財団のあらまし

日本証券奨学財団は、昭和48年7月1日に日本証券業協会の発足を記念して、資質優秀な学生・生徒に対する奨学援護並びに学術の研究調査に対する助成等の事業活動をもって、社会の発展と福祉に寄与する目的で設立された。その後、平成23年9月9日に内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受け、同9月16日に移行登記を完了し、現在、次に掲げる事業を行っている。

なお、本財団の基本財産は、全国の証券会社、証券関連機関及び個人からの寄附によるものである。

(財団の主な事業)

- (1) 日本の大学・大学院に在籍する学生・留学生に対する奨学金の給与
- (2) 奨学生に対する指導・助言
- (3) 学術の研究調査に対する助成
- (4) 学術の研究発表等に対する助成

2. 奨学金の目的

この奨学金の目的は、資質優秀な大学生、大学院学生に対し奨学支援を行い、将来社会の各分野において指導的役割を担おうとする人材を育成し、もって社会の発展、福祉に寄与することにある。

3. 奨学金の特色

この奨学金の特色は、次のとおりである。

- (1) 奨学生の専攻分野は制約しない。
- (2) 奨学金は給与であり、返済の義務はない。
- (3) 奨学生が学業を終了した後の進路は、本人の自由とする。

4. 奨学生の資格

(1) 本財団の奨学生となる者は、大学又は大学院に在学し、学業優秀で、心身ともに健康であって、次のいずれにも該当していなければならない。

- ① 学資の援助をすることが必要であると認められる者
- ② 将来社会的に有益な活動を目指す者
- ③ 在学する大学によって推薦された者

(2) 応募要件は次のとおりである。

① 大学2年次に在学する者

(注) 上記在学する者は、平成27年3月末において22歳以下である者である。

② 大学院修士課程1年次に在学する者

(注1) 上記在学する者は、平成27年3月末において25歳以下である者である。

(注2) 「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の1年次及び2年次をいう。

③ 専門職学位課程1年次に在学する者

(注1) 上記在学する者は、平成27年3月末において25歳以下である者とする。

(注2) 「専門職学位課程」とは、専門職大学院の課程、法科大学院の課程、教職大学院の課程をいう。

④ 大学院博士課程1年次に在学する者

(注1) 上記在学する者は、平成27年3月末において28歳以下である。

(注2) 「博士課程」とは、博士課程、博士後期課程及び一貫制博士課程の3年次から5年次までをいう。

⑤ 留学生の場合は、上記①～④に該当する東アジア・東南アジア地域諸国からの私費外国人留学生。

(注1) 留学生の年齢制限は、上記国内奨学生の年次年齢制限に1歳分を加算した者とする。

(注2) 「私費外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない者とする。

5. 奨学生の義務

本財団の奨学生として採用された者は、次の事項を誓約する。

- (1) 将来社会の各分野において指導的役割を担うべく、初心を忘れず、研鑽に勤しむこと。
- (2) 健康に留意し、奨学生としてふさわしい態度と行動をとること。
- (3) 奨学金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- (4) 本財団が定める規則を守り、本財団及び大学の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこと。
- (5) 奨学生のために行う財団の各種行事等には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努めること。

6. 奨学生の採用予定人員

奨学生の採用予定人員は、60名とする。

7. 奨学金の額と給与の方法

奨学金の給与月額、給与期間及び交付の方法は、次のとおりである。

(1) 給与月額

	(自宅外通学者)	(自宅通学者)
大学奨学生	4万5千円	3万5千円
大学院奨学生修士課程	5万円	4万円
同 博士課程	5万5千円	4万5千円

(2) 給与期間

奨学生の在学する大学の最短修業年限とし、大学生は2年次から3年間（医・歯・獣医系学生、6年制の薬学系学生は2年次から5年間）、大学院修士課程学生は1年次から2年間、専門職学位課程学生は1年次から2年間（ただし、法科大学院の専門職課程学生は最大3年間）、大学院博士課程学生は1年次から3年間（医・歯・獣医系学生は1年次から4年間）とする。

なお、採用時における奨学金の交付は、4月に遡って行う。

(3) 交付の方法

奨学金は毎月上旬に、直接本人に交付又は送金する。

8. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したとき、学業の状況により指導上必要があると認めるとき、傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき、本財団の名誉を傷つける行為があったと認められたときは、それらの状況に応じ、奨学金の交付を休止、停止又は廃止する。

9. 奨学生候補者の推薦

奨学金の給与を希望する者は、本財団が指定する推薦大学の学長から奨学生候補者として推薦を受けることが必要である。詳しくは、同大学の奨学金担当部署にご確認ください。

10. 応募に係る手続及び提出書類

(1) 手続き

奨学金の給与を希望する者は、(2)の提出書類を整え、平成27年4月1日(水)から、4月30日(木)までの間に在学する大学を経て本財団に申請する。

(2) 提出書類

応募に係る提出書類は、次のとおりである。

- ① 奨学生願書（大学生用、大学院生用）
- ② 履歴書（大学生用、大学院生用）
（注） 写真2枚（1枚は履歴書写真欄に貼付）を併せて提出のこと。
- ③ 奨学生推薦調書（大学生用、大学院生用）
（注） 学業成績は必ず推薦調書に記入し、併せて成績証明書を添付すること。
- ④ 身上調書
- ⑤ 奨学生候補者選考経過報告書
- ⑥ 成績証明書
- ⑦ 在学証明書
- ⑧ 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
（注） 現住所が住民票の住所と異なる場合は、大学が発行する「居住証明書」も添付する。
- ⑨ 健康診断書（3か月以内のものに限る）

（注） 応募提出書類は、一切返却しない。

11. 奨学生の選考及び決定

- (1) 奨学生の選考は、奨学生選考委員会が候補者からの提出書類及び候補者の選考に係る面接審査により行う。

（注） 当該面接は、後日、その日時、場所等について大学に通知する。

- (2) 奨学生の決定は、理事会が行い、その結果を平成27年6月下旬、書面により財団理事長から推薦大学学長及び申請者に通知する。

以 上

個人情報の取扱いについて

申請書に記載された個人情報は、奨学生の選考、結果の通知、採用後の各種通知・連絡のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。

公益財団法人 日本証券奨学財団

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番13号

第三証券会館6階

電話 (03) 3664-7113

FAX (03) 3662-1607

E-mail : edu.awards.jp@jssf.or.jp

URL : <http://www.jssf.or.jp>